

ミラテク☆光インターネット接続オプション利用規約

株式会社 ミライト・エックス

ミラテック☆光インターネット接続オプション利用規約

第1章 総則**(利用規約の適用)**

第1条 株式会社ミライト・エックス(以下、「当社」といいます。)は、ミラテック☆光インターネット接続オプション利用規約(以下、「利用規約」といいます。)を定め、利用規約を遵守することを条件として契約を締結していただいた契約者(以下、「契約者」といいます。)に対し、利用規約に基づきミラテック☆光インターネット接続オプション(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

2 契約者は利用規約を遵守して、契約者の事業に利用するために、本サービスの提供を受けるものとします。

(利用規約の変更)

第2条 当社は、以下の場合に、契約者の承諾を得ることなく、利用規約を変更することがあります。利用規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。

(1) 利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当社は、前項の規定による利用規約の変更にあたり、変更後の利用規約の効力発生日の1ヶ月前までに、利用規約を変更する旨並びに変更後の利用規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイトに掲示又は契約者に対する電子メールその他当社が適切と判断する方法により、契約者に通知するものとします。

(用語の定義)

第3条 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
ネットワークID	当社が契約者に対し付与するPPPログイン名
ネットワークパスワード	当社が契約者に対し付与するPPPパスワード

(サービスの提供地域および提供範囲)

第4条 本サービスの提供地域は、日本国内とし、提供範囲は当社が他の電気通信事業者と相互接続する場合は、その接続点までとします。

2 契約者は当社が相互接続する電気通信事業法にいう電気通信事業者がそれぞれ定める契約約款等の規定に基づいて、インターネット接続に関して契約することになります。

第2章 契約**(契約の単位)**

第5条 一つの本サービスに対し、それぞれミラテック☆光インターネット接続オプション契約(以下、「本契約」といいます。)を締結するものとします。

2 当社は、業務上必要なときは、利用規約の特約を定めることがあります。この場合、契約者は、利用規約とともに特約も遵守するものとします。また、利用規約と特約との間に齟齬があるときは、特約が優先するものとします。

(サービスの種類)

第6条 本サービスは基本サービスとオプションサービスからなり、その種類は別紙のとおりとします。

(ID、パスワードおよびドメイン)

第7条 当社は、基本サービスの提供にあたりネットワークIDおよび使用するドメインを定めます。

2 契約者は、基本サービスの申込にあたりネットワークパスワードを定めます。

(最低利用期間)

第8条 契約者の最低利用期間は、第11条(契約申込の承諾)に定める利用開始日を含めた月の翌月を1ヶ月目とし、最低利用期間3ヶ月の場合は3ヶ月後の月末、最低利用期間12ヶ月の場合は12ヶ月後の月末までとします。

第3章 申込および承諾

(契約申込の方法)

第9条 本サービスの利用の申込は、当社が別途定める方法により行うものとします。

- 2 前項の利用申込にあたり、本人確認のための資料等を提出していただく場合があります。
- 3 利用申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報を記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。
- 4 契約者は、当社が、本サービスの提供に必要な範囲において、委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

(契約申込の承諾)

第10条 当社が、基本サービスの利用の申込を承諾した場合は、利用開始日を記載した文書により契約者に通知します。基本サービスに関する利用契約の成立日は、この利用開始日とします。

- 2 当社が、オプションサービスの利用の申込を承諾した場合は、利用開始日を当社が別途定める方法により契約者に通知します。オプションサービスに関する利用契約の成立日は、この利用開始日とします。オプションサービスの利用は、基本サービスの利用を前提とします。
- 3 契約申込に係る本サービスの提供は、当社が申込を受け付けた順とします。ただし、当社が必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。
- 4 当社は、次の場合には、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本サービスの申込をした者が当社の提供するサービスの料金または手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (3) 本サービスの申込をした者が第22条(提供停止)第1項各号に現に該当し、または該当するおそれがあるとき。
 - (4) 本サービスの申込をした者が過去において第22条(提供停止)第1項各号に該当したとき、または、当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき。
 - (5) 申込書等に虚偽の事実を記載したとき。
 - (6) 本サービスの申込をした者が指定した支払い口座等が、金融機関等により利用の差し止めが行われていることが判明したとき。
 - (7) 申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていないことが判明したとき。
 - (8) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。
- 5 当社は、前項にあげる場合以外に、別に定める審査基準に従い申し込みを審査します。利用申込に対し、審査基準に適合しない場合は、当社は本サービス利用の申し込みを承諾しないことがあります。
- 6 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対し書面またはその他の方法でその旨を通知します。

(保証金)

第11条 当社は、利用規約第11条(契約申込の承諾)第5項に定める審査結果により、利用料金の予定額を算定の基礎とした額を保証金として当社に預け入れいただくことを条件に、申し込みを承諾する場合があります。

- 2 前項の承諾通知を受けた場合には、契約者は、当社の指定する期日までに、保証金を当社の指定する方法により支払うものとします。なお、この保証金に利息は付さないものとします。
- 3 第1項の保証金の金額設定は、6ヶ月ごとに当社と契約者の間で協議を行い、その結果、見直しを行なうことがあります。
- 4 契約が終了した場合には、当社は、保証金を該当契約者の残存債務に充当することができるものとし、その上で残金があった場合には、契約終了後4ヶ月以内に、契約者に利息を付けることなく返還します。
- 5 前項の定めにかかわらず、当社は、契約者に対する本サービスにかかる債権の回収が困難と判断される場合は、直ちに保証金を該当契約者の債務の弁済に充当することができるものとし、充当を行なった場合には、当社は、直ちに契約者に対しその旨を通知します。なお、保証金が契約者の債務の全額を消滅させるに足りないときは、当社が適当と認める順序方法により充当することができるものとします。
- 6 前項により、保証金が、債務の弁済に充当された場合には、契約者は、当社の定める期日までに、充当された保証金に相当する額を新たな保証金として支払うものとします。

第4章 契約事項の変更

(契約事項の変更)

第12条 契約者が契約事項の変更を希望する場合には、当社が別途定める事項に限り、当社が別途定める方法により、契約者は、契約事項の変更を当社に対し請求するものとします。

- 2 当社は、前項の請求を承諾した場合は、契約者に対し当該変更内容について当社が別途定める方法で通知します。

3 当社は、第 1 項の請求があった場合において、その請求を承諾することが当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合はその理由を契約者に通知します。

(契約者の名称等の変更)

第 13 条 契約者は、以下の各号に変更があった場合は、その旨を当社が別途定める方法により、すみやかに当社に届け出るものとします。なお、変更の届け出があったときは、当社は、その届け出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

- (1) 氏名または名称
- (2) 住所または居所
- (3) 連絡先電話番号、電子メールアドレス
- (4) 当社に届け出た請求書送付先、口座振替口座に関する事項

(契約者の地位の承継)

第 14 条 契約者である個人が死亡した場合には、利用契約は終了します。

2 契約者である法人が合併または会社分割、事業譲渡などにより契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその旨をただちに当社が別途定める方法により当社に通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後 30 日以内に、当該承継法人に書面により通知の上、利用契約を解除することができるものとします。当社がこの解除権を行使しなかった場合には、当該承継法人は利用契約に基づき被承継法人が当社に対して負っている一切の債務を承継するものとします。

(当社の契約上の地位の譲渡)

第 14 条の 2 当社は、子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含む。)第 2 条第 3 号の定義に従う。以下、「グループ会社」といいます。)に対し、契約者に通知することにより、契約者の承諾を得ることなく本契約上の地位を譲渡することができるものとします。また、グループ会社が当社又は当社のグループ会社に対して本契約上の地位を譲渡する場合も同様とします。

2 前項に基づき、本契約上の地位が譲渡された場合、譲渡を行った当社又はグループ会社は、本契約上の地位が譲渡された日以降に本契約より生じる債務について、何ら義務を負わないものとします。

第 5 章 契約者の義務

(ID、パスワードの管理)

第 15 条 契約者は本サービスにて提供される ID およびパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。

2 契約者は、ID およびパスワードが第三者によって不正に使用されたことを判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

3 当社は、ID およびパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害について、一切の責任を負わないものとします。

(技術基準の維持)

第 16 条 契約者は、第 47 条に定める技術的条件を遵守するものとします。

(電子メールの受領)

第 17 条 契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。

(禁止行為)

第 18 条 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
- (2) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用いて収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。

- (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、またはそのおそれのある行為。
 - (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (10) 無限連鎖講(「ねずみ講」)あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。
 - (11) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信・記録・保存する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律(以下、「風営適正化法」といいます。)が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
 - (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下、「出会い系サイト規制法」といいます。)が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
 - (14) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。
 - (15) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (16) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (17) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (18) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むがそれに限定されない)を送信する行為。または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (19) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (20) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤル Q2 等の高額の通信回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為。
 - (21) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為。
 - (22) 他人の ID を不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (23) ひとつの ID を重複して同時にログインする行為。
 - (24) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為。
- 2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。
- 3 第 1 項第 12 号および第 13 号については、風営適正化法または出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第 1 項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第 1 項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第 22 条(提供停止)に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことがあります。
- 4 契約者が第 1 項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとき当社で判断した場合、当社は、第 22 条(提供停止)に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

第 6 章 利用の制限、提供停止、提供中止および本サービスの廃止

(利用の制限)

第 19 条 当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。

(児童ポルノ画像のブロック)

第 20 条 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。

2. 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても 閲覧できない状況に置く場合があります。

3. 本条の規定は、当社が児童ポルノに係る情報を完全に遮断することを意味するものではありません。

(提供停止)

第 21 条 当社は、契約者が次の各号に該当するときは、事前に当該契約者に通知することなく、当該契約者に対する本サービスの提

供を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務の履行を怠ったとき。
- (2) 第 5 章に定める契約者の義務に違反した場合。
- (3) 本サービスに関する申込みについて、申込みの内容が事実と反することが判明したとき。
- (4) 当社に届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、または、届出られた内容が事実と反することが判明したとき。
- (5) 当社またはその他の電気通信事業者等関連事業者の業務または本サービスにかかる設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれがある行為が行われたとき。
- (6) 本サービスが他の利用者等に重大な支障を与える態様で使用されたとき。
- (7) 本サービスが違法な態様で使用されたとき。
- (8) 当社が提供するサービスに関し、直接または間接に当社または第三者に対し、過大な負荷や重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき。
- (9) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき。
- (10) 料金収納代行会社、金融機関等により、契約者が指定した支払い口座が使用することができなくなったとき。
- (11) その他、当社が不適切と判断する行為をなしたとき。

2 当社は、契約者が次の各号に該当するときは、事前に当該契約者に通知することなく、当該契約者に対する本サービスの一部の提供を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務の履行を怠ったとき。
- (2) 第 5 章に定める契約者の義務に違反した場合。

3 一時に多数の電子メールを送信する場合において、直接または間接に当社の通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあると認められる場合または第三者の電子メール通信に著しく支障を生じさせる場合は、当該支障を防止するために必要な範囲内において、電子メールの送信を規制する措置を講ずる場合があります。

4 「ミラテック光☆光インターネット接続オプション」において、契約者のネットワーク内に多数のコンピュータや大量のアクセスのあるサーバを設置するなどしたり、ファイル転送のコンピュータプログラムを常時起動して使用したりするなどして、「ミラテック・テクノロジーズ光」サービスで提供し得る通信帯域を当該契約者だけで一定割合以上占有してしまうような大量の通信量を継続的に発生させ、他の契約者の通信に著しく支障が生じさせる場合は、当該支障を防止するために必要な範囲内において、通信速度を規制する措置を講ずる場合があります。

5 当社または他の電気通信事業者のネームサーバ(DNS)に対し、コンピュータまたは通信機器などから名前解決の問い合わせを行う場合において、単位時間あたりの統計的平均的な利用を著しく超えた問い合わせ(query)を送信し、当社または他の電気通信事業者のネームサーバ(DNS)に負荷や支障を与え、ネームサービスの円滑な提供に支障が生じていると認められる場合は、当該契約者から送信されるすべての問い合わせ(query)に応答しない措置を講ずる場合があります。

6 第 1 項ないし第 5 項による本サービスの提供の停止は、原則として、停止条件に該当する限り継続するものとし、当社は、契約者が停止条件に該当しなくなった後、停止の解除措置を行います。ただし、停止の解除措置には、数日要する必要があることを契約者は、あらかじめ承諾するものとします。

7 当社は、前項の規定により本サービスの全部もしくは一部の提供の停止、あるいは停止のために必要な措置をとるときは、あらかじめその理由および提供の停止をする日または予定の日を契約者に通知します。ただし、設備保全上必要な場合または当社および第三者の被害の拡大が予想される場合など緊急やむを得ない場合は、即時に停止を行い、事後に通知します。これらの措置および措置の解除等により契約者に損害が発生した場合、当社は、一切の責任を負わないものとします。

8 当社は、契約者の登録した情報等または契約者の管理する情報等が、当社の定める所定の基準を超えた場合または第 19 条(禁止行為)第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対し、何らの通知なく、現に蓄積している情報を削除し、または情報の転送もしくは配送を停止することがあります。

9 当社は、前項に基づく情報等の削除または転送もしくは配送の停止に関し、いかなる責任も負いません。

(提供中止)

第 22 条 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することができるものとします。

- (1) 当社または当社に電気通信サービス等を提供する事業者(当該事業者が電気通信サービス等を提供する事業者を含み、以下「卸元事業者」といいます。)の通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき。
- (2) 当社または卸元事業者その他の電気通信事業者等関連事業者が設置する通信設備の障害等の発生またはその防止のためにやむを得ないとき。
- (3) 第 20 条(利用の制限)に基づき本サービスの利用の制限を行うとき

2 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し事前にその旨、理由および期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3 当社は、本条に基づく利用の中断について、利用規約に別の定めがある場合を除き、損害賠償または本サービスに関する料金の全部または一部の免除・返金はしません。

(本サービスの廃止)

第23条 当社は、当社の都合により、本サービスを廃止することがあります。

本サービスを廃止する場合には、5ヶ月以上前に、書面、その他の方法をもって契約者にそのことを周知し、本サービスを廃止することとします。

2 本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第7章 契約の解除

(契約者が行う利用契約の解除)

第24条 契約者が利用契約を解除しようとするときは、解除する旨および解除するサービスの種類などを当社が別途定める方法により当社に通知するものとします。

2 前項の通知を受領した日の属する暦月末日を解約日とします。

ただし、前項の通知を受領した日から暦月末日までが5営業日未満であるときは、その次の暦月末日を解約日とします。

(当社が行う利用契約の解除)

第25条 当社は、次に掲げる事由があるときは、あらかじめ契約者に通知することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 第22条(提供停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合において、停止の日から10日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき。
- (2) 第22条(提供停止)の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (3) 第11条(契約申込の承諾)第4項各号のいずれかの事由が判明、または発生したとき。
- (4) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに代わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ない場合。
- (5) 当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約違反により契約を解除されたとき。
- (6) 第24条(本サービスの廃止)に基づき、当社が、本サービスを廃止するとき。
- (7) 監督官庁より、営業許可の取消、営業停止等の処分を受けたとき
- (8) 振り出した手形若しくは小切手が不渡りとなったときまたは支払い停止若しくは支払不能の状態に至ったとき
- (9) 破産手続開始の申立て、特別清算開始の申立て、民事再生手続開始の申立てまたは会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき
- (10) 第三者により仮差押、仮処分、強制執行を受ける等、資産状況が極度に悪化したとき、またはその恐れがあると認められる事由があるとき

第8章 料金等

(料金の額)

第26条 当社が提供する本サービスに関する料金およびその計算方法は、別紙のとおりとします。

(料金等の支払義務)

第27条 契約者は、前条(料金の額)に規定する料金を支払う義務を負います。

2 契約者は、第4条(サービスの提供地域および提供範囲)第2項による契約に関して、当社が相互接続をする電気通信事業法にいう電気通信事業者に対し、支払いを要しません。

3 当社が、第11条(契約申込の承諾)第4項の規定に従い、本サービスの利用の申込を承諾しなかった場合において、本サービスの申込をした者が、本サービス利用の申込をなした時点から本サービスの利用の申込を承諾しない旨の通知を受領するまでの間に本サービスを利用した場合には、当社は当該利用者に対し、利用期間に応じ日割で計算した料金相当額を請求できるものとします。

(料金の調定)

第28条 利用契約が第9条(最低利用期間)に定める最低利用期間を経過する前に解除されたときにおいても、契約者は、別紙に従い計算された当該最低利用期間に対応する料金を支払わなければならないとします。

(料金等の支払方法)

第 29 条 契約者は、別紙に示した料金の支払方法の中から申込時に申請し、その申請に基づいて当社が承諾した方法により料金を支払うものとします。支払に関する細部条項は契約者と収納代行会社、金融機関等との契約条項または当社が指定する期日、方法によります。また、契約者と当該収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

(割増金)

第 30 条 料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

(延滞利息)

第 31 条 契約者が、料金その他の債務(延滞利息は除きます。)について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は、支払い期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに支払うこととします。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(割増金等の支払方法)

第 32 条 第 31 条(割増金)および前条(延滞利息)の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

(消費税)

第 33 条 契約者が当社に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

(端数処理)

第 34 条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(集金代行の委託)

第 35 条 契約者は、本サービスの料金等の入金案内について、当社が当該債権の入金案内業務を、集金代行業務を行なう会社へ委託することを、予め承諾するものとします

第 9 章 損害賠償

(損害賠償の範囲)

第 36 条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、契約者に対し、本サービスを提供しなかったときは、契約者が本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、連続して 24 時間以上、本サービスが全く利用できなかったときに限り、損害の賠償をします。

2 前項の場合において、当社は、契約者が本サービスを連続して全く利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります)について、24 時間ごとに日数を計算し、その料金月におけるその日数に対応する基本料金額を限度として損害の賠償をします。

3 第 1 項の場合において、当社に故意または重大な過失により本サービスを提供しなかった場合には、前項の規定は適用しません。

(免責)

第 37 条 契約者が本サービスの利用に起因して損害(情報等が破損もしくは滅失したことによる損害、または契約者が本サービスから得た情報等に起因する損害を含むがそれに限定されない)を負うことがあっても、当社は、その原因の如何を問わず、前条(損害賠償の範囲)で規定する責任以外には、一切の賠償責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失があった場合には、本項を適用しません。

2 本サービスにおいて当社または卸元事業者の設備に記録されたデータが滅失、毀損、漏えいその他当社の責によらない事由により本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

- 3 契約者は、契約者が本サービスを利用したことに関連して当社または卸元事業者が第三者より請求または訴訟を受けるなどの争いが生じた場合、または、法令等に違反したとして契約者が国または地方自治体より指導、処分、処罰等を受けた場合、契約者が自らの費用と責任においてかかる事態の全てに対応し解決するものとし、かつ当社または卸元事業者が生じた損害を賠償するものとします。ただし、当社の故意または重大な過失があった場合には、本項を適用しません。なお、契約者は、かかる事態が生じた場合、直ちに当社に報告するものとし、かつ当社がかかる事態への対応状況またはその顛末に関する報告を求めた場合、これに応じるものとします。
- 4 前項にもかかわらず、当社または卸元事業者が前項の請求または訴訟等の対応を余儀なくされる場合、契約者は当社に協力するものとし当該対応により当社が被った費用の全てを契約者が負担し、損害を賠償するものとします。

第10章 雑則

(当社の装置維持基準)

第38条 当社は、本サービスを正常な状態に維持するよう善良なる管理者の注意義務をもって当社の設備を維持します。

(当社の装置維持基準)

第39条 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争が生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

2 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

(お客さま情報の保護)

第40条 当社は、本契約に関連し、知り得た契約者の技術上、営業上またはその他の業務上の情報(以下「お客さま情報」といいます。))を、当社が別に定める個人情報保護ポリシーに基づき取り扱うものとします。なお、利用規約と当該ポリシーに齟齬がある場合、利用規約の定めが優先して適用されるものとします。

2 当社は、次の目的の達成に必要な範囲内でお客さま情報を利用します。なお、契約者が本サービスを解約した後も、問合せ対応等において必要な範囲でお客さま情報を利用する場合があります。

- (1) 本サービスの提供
- (2) 当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティング
- (3) 当社が販売受託ないし取次ぎ等を行う役務又は商品等の紹介、提案及びコンサルティング
- (4) アンケート調査その他の調査に必要な物又は謝礼の送付
- (5) 役務・商品等にかかる品質等の改善、新たな役務・商品等の開発
- (6) 各種キャンペーン、各種サービスのモニタ等の案内
- (7) インターネットの利用等に関する各種役務・商品情報等の案内

3 当社は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき、個人情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。

4 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。

5 当社は、お客さま情報を、利用規約に明示された場合または法律上開示が認められる場合(正当防衛、緊急避難等を含む。)を除き、第三者に開示、提供しないものとします。

(ソフトウェア等の著作権等)

第41条 本サービスに併せて提供されるソフトウェアまたはマニュアルその他の各種情報(以下、「ソフトウェア等」といいます。))については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社または当社にこれらの利用を許諾した第三者が所有します。

2 利用者は、ソフトウェア等を提供サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

(データの利用)

第42条 当社または卸元事業者は、本サービスにおいて設備の故障または停止等の復旧等の設備保全、サービスの維持運営のため、設備に記録されたデータを確認し、または複写、複製することがあります。

(他の電気通信事業者等への情報の通知)

第43条 利用者は、本サービスの提供に必要な場合、または利用者が料金その他の債務の支払いをしない場合、法令等により認められた場合には、当社が、他の電気通信事業者等に対して、利用者に関する情報を通知し、または利用者に関する情報を他の電気通信事業者等から入手することあらかじめ同意するものとします。

(管轄裁判所)

第 44 条 契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第 45 条 本契約の解釈、適用、履行については、日本法に準拠するものとします。

(技術的条件)

第 46 条 当社は、本サービスにかかわる技術仕様その他の提供条件の変更または設備の更改等をできるものとします。それに伴い、契約者に何らかの費用を要することになった場合であっても、当社はその費用を負担しないものとします。

(反社会的勢力の排除)

第 47 条 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- (1) 自ら又は自らの役員(取締役、執行役又は監査役が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号)、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。
 - (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
 - (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
 - (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
 - (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。
- 2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
- (1) 第1項に違反したとき。
 - (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき ①当社若しくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為 ②当社若しくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為 ③当社若しくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為 ④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社若しくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社若しくは当社の委託先の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為。
- 3 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

別紙

【1 基本サービスの種類】

サービスの種類	提供条件
ミラテック☆光インターネット接続オプション 動的IPプラン	<p>「ミライト・テクノロジー光」IP接続サービスを提供します。</p> <p>(1)ミライト・テクノロジー光が提供する「ミライト・テクノロジー光」サービスのご契約が必要です。</p> <p>(2)サービス提供地域・アクセスポイントはNTT 東日本および西日本が各「フレッツ」サービスを提供する地域内で当社が別途定めるものを利用します。</p> <p>(3)常時接続、最高速度および帯域については、保証しません。</p>
ミラテック☆光インターネット接続オプション 固定IP1プラン	<p>「ミライト・テクノロジー光」IP接続サービスを提供します。</p> <p>(1)ミライト・テクノロジー光が提供する「ミライト・テクノロジー光」サービスのご契約が必要です。</p> <p>(2)サービス提供地域・アクセスポイントはNTT 東日本および西日本が各「フレッツ」サービスを提供する地域内で当社が別途定めるものを利用します。</p> <p>(3)IP1タイプで使用するIPアドレスは、当社から契約者に割り当てられたものに限定されます。</p> <p>(4)常時接続、最高速度および帯域については、保証しません。</p>
ミラテック☆光 IPoE インターネット接続オプション 動的 IP プラン	<p>「ミライト・テクノロジー光」IP接続サービスを提供します。</p> <p>(1)ミライト・テクノロジー光が提供する「ミライト・テクノロジー光」サービスのご契約が必要です。</p> <p>(2)サービス提供地域はNTT 東日本および西日本が「フレッツ 光ネクスト」サービス、「フレッツ 光ライト」サービス、「フレッツ 光ライトプラス」サービスおよび光コラボレーション事業者各社が提供する回線サービスを提供する地域に限りです。</p> <p>(3)常時接続、最高速度および帯域については、保証しません。</p>
ミラテック☆光 IPoE インターネット接続オプション 固定 IP1プラン/固定 IP4 プラン E タイプ	<p>「ミライト・テクノロジー光」IP接続サービスを提供します。</p> <p>(1)ミライト・テクノロジー光が提供する「ミライト・テクノロジー光」サービスのご契約が必要です。</p> <p>(2)サービス提供地域はNTT 東日本および西日本が「フレッツ 光ネクスト」サービス、「フレッツ 光ライト」サービス、「フレッツ 光ライトプラス」サービスおよび光コラボレーション事業者各社が提供する回線サービスを提供する地域に限りです。</p> <p>(3)使用するIPアドレスは、当社から契約者に割り当てられたものに限定されます。</p> <p>(4)収容設計値を0.5Mとするサービスです。ただし、常時接続、最高速度および帯域については、保証しません。</p>
ミラテック☆光 IPoE インターネット接続オプション 固定 IP1プラン/固定 IP4 プラン S タイプ	<p>「ミライト・テクノロジー光」IP接続サービスを提供します。</p> <p>(1)ミライト・テクノロジー光が提供する「ミライト・テクノロジー光」サービスのご契約が必要です。</p> <p>(2)サービス提供地域はNTT 東日本および西日本が「フレッツ 光ネクスト」サービス、「フレッツ 光ライト」サービス、「フレッツ 光ライトプラス」サービスおよび光コラボレーション事業者各社が提供する回線サービスを提供する地域に限りです。</p> <p>(3)使用するIPアドレスは、当社から契約者に割り当てられたものに限定されます。</p> <p>(4)収容設計値を1Mとするサービスです。ただし、常時接続、最高速度および帯域については、保証しません。</p>
ミラテック☆光 IPoE インターネット接続オプション 固定 IP1プラン/固定 IP4 プラン P タイプ	<p>「ミライト・テクノロジー光」IP接続サービスを提供します。</p> <p>(1)ミライト・テクノロジー光が提供する「ミライト・テクノロジー光」サービスのご契約が必要です。</p> <p>(2)サービス提供地域はNTT 東日本および西日本が「フレッツ 光ネクスト」サービス、「フレッツ 光ライト」サービス、「フレッツ 光ライトプラス」サービスおよび光コラボレーション事業者各社が提供する回線サービスを提供する地域に限りです。</p> <p>(3)使用するIPアドレスは、当社から契約者に割り当てられたものに限定されます。</p> <p>(4)収容設計値を3Mとするサービスです。ただし、常時接続、最高速度および帯域については、保証しません。</p>

【2 基本サービスの料金】

・ミラテック☆光インターネット接続オプション

(税別)

サービス名	ミラテック☆光インターネット接続オプション 動的IPプラン		ミラテック☆光インターネット接続オプション 固定IP1プラン	
	最低利用期間:12ヵ月	最低利用期間:3ヵ月	最低利用期間:12ヵ月	最低利用期間:3ヵ月
初期費用	2,100円		2,800円	
月額基本料	1,480円	2,180円	2,480円	3,980円

・ミラテック☆光 IPoE インターネット接続オプション

(税別)

サービス名	ミラテック☆光IPoEインターネット接続オプション 動的IPプラン(CPEレンタルなし)	
	最低利用期間:12ヵ月)	
初期費用	1,800円	
月額基本料	1,080円	

サービス名	固定IP1プラン Eタイプ CPEレンタルなし		固定IP1プラン Eタイプ CPEレンタルあり	
	固定IP1	固定IP4	固定IP1	固定IP4
初期費用	4,500円		11,000円	
月額基本料	1,580円	1,980円	3,080円	3,480円

サービス名	固定IP1プラン Sタイプ CPEレンタルなし		固定IP1プラン Sタイプ CPEレンタルあり	
	固定IP1	固定IP4	固定IP1	固定IP4
初期費用	4,500円		11,000円	
月額基本料	2,180円	2,480円	3,680円	3,980円

サービス名	固定IP1プラン Pタイプ CPEレンタルなし		固定IP1プラン Pタイプ CPEレンタルあり	
	固定IP1	固定IP4	固定IP1	固定IP4
初期費用	4,500円		11,000円	
月額基本料	4,580円	4,980円	6,080円	6,480円

※ ミラテック☆光 IPoE インターネット接続オプションの最低利用期間は12ヵ月です。

※ 申込方法は、申込書のみになります。

【3 サービス種類の変更】

- ・最低利用期間満了後は、別紙に示す基本サービス内で契約するサービスの種類(接続種別、コース種別、タイプ種別)の変更を行うことができます。
- ・サービスの種類の変更では、ネットワーク ID、メールアドレス、お客さま番号、および IP アドレスは変更となります。
- ・サービスの種類の変更を行う場合、初期費用および手数料等の料金はかからないものとします。

【4 料金の計算方法】

(4-1 基本サービス料金の計算方法)

・加入月の料金計算方法

下記の料金を合計した額を請求します。

基本サービスの初期費用

基本サービスの月額基本料の日割り相当額は、当社が利用開始日から加入月の末日迄の日数に基づき日割り計算した額を非課金とします。

・平常月の料金計算方法

下記の料金を請求します。

基本サービスの月額基本料

解除月は暦月末日までサービスを提供します(ただし、第26条による利用契約の解除の場合を除きます)。

解除月の基本サービスの月額基本料は、1ヵ月分を請求します。

・最低利用期間が経過する日前に利用契約が解除された場合の料金計算方法

最低利用期間が経過する日前に利用契約が解除された場合は、最低利用期間(※1)に対応する料金を計算します。

※1 最低利用期間 12ヵ月の場合:12ヶ月、最低利用期間 3ヵ月の場合:3ヶ月

(4-2 オプションサービス料金の計算方法)

・登録月の料金計算方法

下記の料金を請求します。

オプションサービスの登録費用等

オプションサービスの月額基本料の日割り分(メールサービスに適用)

・平常月の料金計算方法

下記の料金を請求します。

オプションサービスの月額使用料

・解除月の料金計算方法

解除月は暦月末日までサービスを提供します。(ただし、第24条による利用契約の解除の場合を除きます)。

解除月のオプションサービスの月額使用料は、1ヵ月分を請求します。

付則

この利用規約は、平成29年10月1日から実施します。

令和4年4月1日改訂

2022年7月1日改訂

2025年11月1日改訂

2026年4月1日改訂